

令和8年度 目黒区被保護者特定保健指導業務 委託事業者募集要項

1 募集目的

生活保護法改正により令和3年1月から被保護者健康管理支援事業が施行され、全ての福祉事務所において被保護者に対する生活習慣病の予防等、健康管理支援の取り組みを推進することとなりました。

目黒区では、生活習慣病の発症予防・重症化予防等の更なる取り組みの強化を図るため、委託予定事業者を募集します。

特定保健指導業務委託については、被保護者（中国残留邦人等支援給付対象者を含む。以下本委託事業において同じ。）の健康面及び生活面にかかる特性を踏まえた支援がなされるよう、事業者による企画提案により、企画力、技術力、実績等を含めた総合的な判断を行い、契約相手として最適な提案者を選定します。

当該選定に係る事項について、以下のとおり定めます。

2 業務の名称

目黒区被保護者特定保健指導業務

3 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ ただし、円滑に事業を開始できるよう令和8年2月上旬から令和8年3月31日までに現委託事業者との事務引き継ぎなどの準備を行っていただきます（経費については今回の費用に含みます）。

※ 履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件として、令和9年度から10年度までについて、継続して契約を締結することとします。なお、契約は単年度ごとに行います。

4 提案限度価格

提案限度価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）については、8,448,000円とします。提案した価格が提案限度価格を超える場合、提案は無効となります。

※本件は、令和8年度予算が議会にて可決された場合において、令和8年4月1日に契約が確定されることを前提としています。

5 提案者の資格及び条件

提案できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。要件の基準日は様式1「プロポーザル参加申込書」の提出日とします。

ただし、その後において、要件を欠いた場合は、失格とする他、契約締結日以降に要件

を欠いた場合についても同様とします。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に基づいた特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を実施すること。
- (3) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録済みであること。
- (4) 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」及び「CKD診療ガイド」（日本腎臓学会編）に基づく保健指導について、被保護者の健康上の課題を踏まえて適切かつ円滑に実施できること。
- (5) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (6) 事業の実施に意欲を有する事業者（法人）で、これまでに地方自治体において、3募集事業等の受託実績（類似事業も含む）があること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、事業者の登録がされていること。
- (10) 目黒区から入札参加除外又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (12) 別紙1「業務委託概要」の内容を満たすことができること。

6 委託事業の概要

(1) 募集する事業

以下の事業の一体的な実施を予定しています。

ア 特定健康診査を基本とする特定保健指導業務

特定健康診査の結果データに基づく特定保健指導を要する者を支援対象に、被保護者自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出し、新たな行動を継続できるよう保健指導を行う。

イ 被保護者向けCKD（慢性腎臓病）重症化予防業務

主にCKD（慢性腎臓病）の重症化リスクが高い者を支援対象に、生活習慣改善を目指した保健指導を行う。

ウ 被保護者向け保健業務

特定健康診査の受診勧奨、生活習慣病の発症予防・重症化予防に係る支援及び健康相談等の被保護者の保健に係る活動を行う。

(2) 対象者及び保健指導対象予定者数

対象者は目黒区の被保護者（75歳以上の者を含む）とします。令和8年度の保健指導対象者数（予定）は以下のとおりとします。

ア 特定健康診査に基づく特定保健指導業務

動機付け支援及び積極的支援を要する者 60名程度

イ 被保護者向けCKD（慢性腎臓病）重症化予防業務

主にCKD（慢性腎臓病）の重症化リスクが高い者 10名程度

ウ 被保護者向け保健業務

(ア)特定健診の対象者のうち効果的な受診勧奨が見込める者 160名程度

(イ)生活習慣病の発症予防・重症化予防を要する者 180名程度

(ウ)特定健診の結果等に関して、健康上の相談を希望する者 30名程度

(3) 実施方法等

別紙1「業務委託概要」を参照してください。

7 スケジュール

日 程	内 容
令和7年 12月15日（月）	募集要項の公表（目黒区公式ウェブサイト、東京電子自治体共同運営電子調達サービス）
令和7年 12月22日（月）午後5時	質問票の受付締切
令和7年 12月25日（木）頃	区から質問票提出者すべてに質問に対する回答書を送付
令和8年 1月6日（火）午後5時	参加申込書の提出締切
令和8年 1月7日（水）	提案書の提出者の選定通知送付
令和8年 1月13日（火）午後5時	事業提案書類提出締切
令和8年 1月22日（木）	1次審査（書類審査）結果通知送付
令和8年 1月26日（月）	最終審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和8年 1月30日（金）	最終審査結果通知送付
令和8年 2月上旬以降	契約に向けた協議開始 事業者交代に係る業務引継ぎ

令和8年 4月1日（水）	契約締結・事業委託開始
--------------	-------------

8 質問の受付及び回答

受付期間 令和7年12月15日（月）～12月22日（月）午後5時（必着）

(1) 質問方法 質問票（様式2）に1件ずつ記載し、電子メールに添付して提出

※電子メール以外での提出は受け付けません。

※メール件名に、「目黒区被保護者特定保健指導業務委託事業者募集に関する質問票
（事業者名）」と記載してください。

(2) 提出先 目黒区健康福祉部生活福祉課自立支援・審査係

電子メールアドレス sfuku08@city.meguro.tokyo.jp

(3) 回答方法 令和7年12月25日（木）頃に、質問事業者だけでなく質問票提出事業者すべてにメールにて回答予定です。

9 プロポーザル参加申込書の受付

(1) プロポーザル参加申込書等の提出

応募事業者は、次に掲げる書類を提出してください。目黒区は、その内容に基づき、項目5によって事業者の参加資格を審査します。

ア （様式1）プロポーザル参加申込書

イ （様式4）事業者概要

ウ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し
(両面をコピーしたもの)

(2) 提出期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月6日（火）午後5時

(3) 提出先 目黒区健康福祉部生活福祉課自立支援・審査係

電子メールアドレス sfuku08@city.meguro.tokyo.jp

※メール件名に、「目黒区被保護者特定保健指導業務委託事業者募集の参加
申込書（事業者名）」と記載してください。

(4) 提出方法 電子メール又は持参（事前に来庁日時をお知らせください）

(5) 提出部数 1部

(6) 資格審査結果の通知 令和8年1月7日（水）までに電子メールで送付します。

(7) 留意事項

- ・参加申込書を提出しなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。

- ・参加申込書を提出される際は、必ず電話で「15 問い合わせ先及び提出先」へ連絡してください。電話連絡なく書類が未着の場合は、区は責任を負いません。

10 企画提案書の受付

企画提案書の提出者として選定された事業者は、以下の通り企画提案書を提出してください。なお、所定の期間内に企画提案書を提出されなかった場合は、申込みを辞退した

ものとみなします。

企画提案書の様式は、目黒区公式ウェブサイトからダウンロードをお願いいたします。

ア 提出方法および提出先

下記提出先あて、持参により提出してください。(郵送・FAX・メールによる提出は受け付けません。)

目黒区上目黒2-19-15

目黒区健康福祉部生活福祉課自立支援・審査係(目黒区総合庁舎本館2階)

担当 崎野・犬塚

イ 提出期限

令和8年1月13日(火)午後5時まで

ウ 提出部数

正本1部、副本7部

※副本はパンフレット等の添付資料含め、法人・団体名等がわからないよう必ず全てマスキング処理等の加工を行ってください。(事業提案者が特定又は推測できるようなロゴマーク等含む。)

エ 提出書類

(別紙2)「提出書類一覧」のとおり

オ 留意事項

(ア) 提出書類は、(別紙2)「提出書類一覧」に記載の番号のインデックスを貼付の上、順番どおりに上から順に綴ってください。

(イ) 企画提案書は(別紙1)業務委託概要を踏まえ、事業目的達成に対応したものとし、
(別紙3-1)企画提案書における評価の視点、(別紙3-2-1、3-2-2)令和8年度目黒区被保護者特定保健指導業務委託事業者選定基準(以下「選定基準」という。)を参照の上、作成してください。

(ウ) 見積書等は令和8年4月から令和9年3月末日までの事業の実施体制等を踏まえ、1か月あたりの経費(人件費・保険料・その他必要となる経費)を算出したうえでその内訳を明記してください。

提案上限額は「4 提案限度価格」のとおりとします。

ただし、次の条件に従ってください。

※1 区が用意したもの以外の案内文等を使用する場合には事前に区と協議すること。独自に作成する案内文等にかかる費用については受託者の負担とする。

※2 支援対象者及び保健指導対象者数は「6 委託事業の概要」(2)のとおり。

※3 当該業務に従事する者は「保健師又は看護師、管理栄養士」のいずれかの資格を有しており、特定保健指導及びCKD重症化予防業務の保健指導に従事できること。

※4 1週間当たりの勤務日数は4日(常時人を配置する)とし、週4日のうち保

健師又は看護師を2日以上配置するものとすること。勤務時間は午前9時から午後5時まで（12時～13時までは休憩時間とする）とする。ただし、目黒区が必要と認めた場合はこの限りではない。

※5 単価・経費については、全て消費税込みの金額とすること。

(エ) 企画提案書に関連するパンフレット等の資料は添付可としますが、パンフレットを除き、書類は原則A4判で作成してください。（文字のポイント、レイアウト等の定めは特にありません。）

(オ) 応募に必要な経費はすべて応募事業者の負担とし、提出された書類は返却しません。

(カ) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失います。また、提出期限以降における提案書類の差替え及び再提出は認めません。

ただし、区が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。

(キ) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合は、該当提案内容を無効とします。

(ク) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は、事業者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、区に公開請求があった場合に、事業者の承諾を得たうえで公開することができます。

11 審査基準

選定委員会が選定基準に基づき審査を行います。詳細は、（別紙3－2－1、3－2－2）選定基準を参照してください。

12 選考方法

(1) 第一次審査（書類審査）

応募資格、提案概要等を審査します。

応募事業者が多数の場合は、第一次審査で3事業者以内を選定します。

ただし、第一次審査において複数事業者が同順位であって上位3事業者に収まらない場合は選定委員会で合議の上、順位を決定します。

(2) 最終審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査を通過した事業者に対して区が指定する日時（令和8年1月26日）に、企画提案内容に関するプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行います。実施方法は、プレゼンテーション（25分以内）及びヒアリング（20分程度）を行います。詳細は第一次審査結果を通過した事業者に対して別途ご案内します。

最終審査は第一次審査の評価結果とプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果を合算し、総合的に審査します。

なお、申し込みから最終審査までの間、必要により、他自治体で受託中の類似事業について実地調査を行うことがあります。

(3) 事業者決定

最終審査後、選定委員会で合議の上、委託予定事業者を決定します。

(4) 審査結果

応募事業者に個別に通知します。なお、審査の経緯に関する質問及び審査結果に対する異議申立には一切応じません。

13 契約に際しての留意点

委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなります。

14 開示請求等

(1) 提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とします。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については様式3「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出してください。

なお、不開示部分についての最終判断は区で行いますので、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるというわけではありません。

(2) 様式3「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条文を明記してください。

なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなしますが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認をさせていただく場合があります。

15 問い合わせ及び提出先

目黒区上目黒2-19-15

目黒区健康福祉部生活福祉課自立支援・審査係

目黒区被保護者特定保健指導業務委託事業者選定委員会事務局 崎野・犬塚

TEL 03-5722-9348

FAX 03-5722-9340

電子メール：sfuku08@city.meguro.tokyo.jp

以上